

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

都市への人口集中や世帯構成の変化に加え、高齢化や人口減少が進む中、国内の※空き家は、数の上でも率の上でも増加を続けています。総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査（平成5年以前は住宅統計調査）」では、平成25年の空き家数は全国で820万戸、空き家率は13.5%と過去最高となりました。また、昭和48年の調査から40年間で、総住宅数は2倍程度になったのに対して、空き家数は5倍近くになり、空き家率も2.5倍程度になっています。

管理されずそのまま放置される空き家も増加する中、空き家問題への法的対応は自治体条例が先行し、これまでに全国で400を超える自治体が空き家対策条例を制定しています。

国においても、国土交通省で平成22年に6都府県の一部を対象にした「空き家実態調査」、空き家の活用や除却に対して補助する「空き家等再生推進事業」が実施され、平成26年11月に議員立法により「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が成立し、平成27年5月26日に全面施行されました。

法では、第一義的には所有者等に※空家等の適切な管理責任があるとしながら、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施等について、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握する立場にある市町村の責務としています。

国は平成27年2月に空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（基本指針）を告示し、市町村、都道府県、国の役割をそれぞれ明確にするとともに、空家等対策計画についての基本的な考え方を示しました。また、平成27年5月に「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）を公表し、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準を示す一方で地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により対応することが適切であるとしました。

これにより、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において空家等対策を総合的に実施するための計画の策定が必要不可欠となったところです。

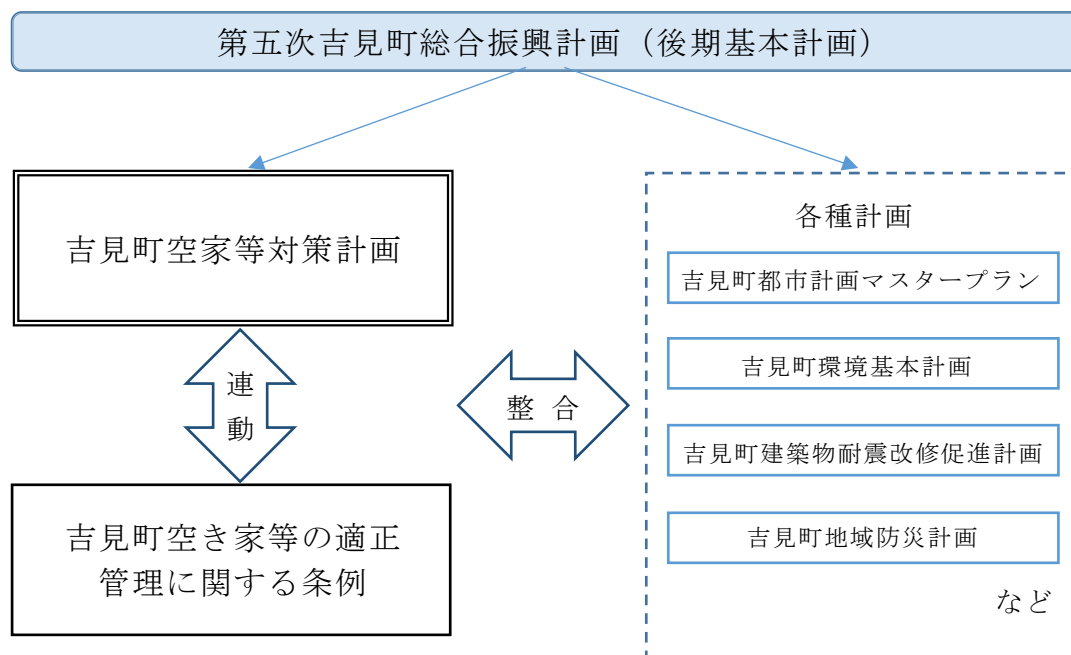
このような状況の中、町では独自の方針や施策等を定めると共に、空家等対策の推進及び利活用の促進を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として本計画を策定します。

※「空き家」とは、住宅・土地統計調査でも用いられている一般的な総称であり、共同住宅や長屋の一部空き住戸も含まれます。「空家等」とは、法第2条の規定に基づく建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされないことが常態であるもの及びその敷地を言います。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは除かれます。

2 計画の位置付け

本計画は法第6条に規定する空家等対策計画として、平成30年3月に発足した吉見町空家等対策協議会での協議を踏まえ策定しました。

町の上位計画である第五次吉見町総合振興計画（後期基本計画）や吉見町都市計画マスタープランなど、関連する計画と整合を図りつつ、計画を推進していきます。



3 計画の期間

計画の期間は、吉見町総合振興計画との整合を図り、今般目まぐるしく変化する空家等の問題に対応するため、当初計画においては平成32年度までとします。

以降については、原則5年間ごとに見直しを行うこととします。なお、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、計画の変更が必要となった場合には適宜見直しを行います。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
総合振興計画	計画期間 ~平成32年度				計画期間 平成33年度~平成37年度				
空家等対策計画	整合	計画期間 ~平成32年度			計画期間 平成33年度~平成37年度				